

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申請等）            第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条、第六条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条、第七条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）            第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条、第六条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条、第七条並びに第二十四条第一項及び第五項、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十四号）第二条第七項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第七項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p>

一〇三 (略)

4・5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4・6 (略)

別表(第一条関係)

一〇二四 (略)

一〇三 (略)

4・5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 (略)

3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令第二条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4・6 (略)

別表(第一条関係)

一〇二四 (略)

<p>二十五 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）</p>	<p>（新設）</p>
<p>二十六〽六十（略） （削る）</p>	<p>二十五〽五十九（略）</p>
<p>六十一・六十二（略） （削る）</p>	<p>六十 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十四号）</p>
<p>六十三（略）</p>	<p>六十一・六十二（略）</p>
<p>六十四 証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）</p>	<p>六十三 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第百七十七号）</p>
<p>六十五 外国証券取引所に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第二号）</p>	<p>六十四（略）</p>
<p>六十六 日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）</p>	<p>（新設）</p>
<p>六十七 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）</p>	<p>（新設）</p>
	<p>（新設）</p>